

育児休業を取得されている方・取得予定の方へ

保護者のいずれかが【育児休業】を取得されると、
以下の事業は施設等利用給付の対象外になります。

育児休業取得中は給付対象外となる事業

- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）



【無償化対象外となる理由】

育児休業中は家庭で保育できる状況のため、基本的に保育の必要性が認められません。ただし育児休業開始前から保育施設等を継続的に利用されている場合に限り、子どもの環境の変化を防ぐために、特例として保育の必要性が認められる場合があります。

上記の事業については、基本的に継続的な利用に該当しないため、施設等利用給付費給付の対象外となります。

なお、給付対象外の事業を利用中に育児休業を取得されていたことが後に判明した場合は、すでにお支払いした施設等利用給付費を返還していただく場合があります。

施設一覧は以下のホームページからご覧いただけます。

「幼児教育・保育の無償化に係る特定子ども・子育て支援施設等一覧」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258134.html>



育児休業を取得される場合は、

認定事由の変更手続きが必要となります。

すでに新2・3号認定中の方が育児休業を取得する際の変更手続き

必要書類	●教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書 ●保育が必要な理由書 ●育児休業を取得する方の就労証明書（育休期間記載のもの） ※保育認定事由が育児休業に変わり、認定期間は育児休業の終了月末までになります。
提出先	京都市幼児教育・保育無償化 事務集中室 または、お住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室

詳しくは以下のホームページをご覧ください。

「幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定の申請について（保護者向け）」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>



※以下に該当の方が【認定開始日時点で育休中】の場合、育休理由での新2・3号申請はできません。

×新規入園・転園する方（小規模保育事業所を年齢到達で卒園し、他園に入園する場合を除く）

×京都市外から転入する（京都市外に在住の時と同じ施設を利用する場合も不可）

<お問合せ先>

京都市幼児教育・保育無償化 事務集中室 TEL：075-254-7216
京都市子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室 TEL：075-251-2390

